

橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例の施行期日を定める規則

平成 21 年 6 月 18 日
規則 第 4 号

橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例（平成 20 年条例第 4 号）の施行期日は、平成 21 年 6 月 24 日とする。